

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導としてサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、グリーン小矢部薬局が、_____様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	グリーン小矢部薬局 (富山県指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	富山県小矢部市今石動町 1-1037
指定番号	富山県指定 1640940266 号
代表者名	藤本 周吾
電話番号	0766-67-7560

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、グリーン小矢部薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

【居宅療養管理指導等サービス】
① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員 数	通常の勤務体制
薬剤師	2名	・常勤者（2名） 勤務時間—午前9：00～午後7：00（月・火・木・金） 午前8：00～午後4：00（水） 午前9：00～午後1：00（土）
事務員	2名	・常勤者（2名） 勤務時間—午前9：00～午後7：00（月・火・木・金） 午前9：00～午後1：00（水・土）

5. 担当薬剤師

担当薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師：① 藤本 周吾 ② 佐藤 浩明 ③
主担当
責 任 者： 藤本 周吾

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ① 営業日 月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。
- ② 営業時間 月・火・木・金曜日 午前9：00～午後7：00 まで
水曜日 午前8：00～午後4：00 まで
土曜日 午前9：00～午後1：00 まで

7. 通常の事業の実施地域

通常の実施地域は小矢部市の区域とする。

8. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

9. 利用料

サービスの利用料は、以下の通りです。

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

① 居宅療養管理指導サービス提供料として

①居宅療養管理指導費		自己負担割合		
		1割負担	2割負担	3割負担
単一建物居住者の診療した人数	1人	518円	1036円	1554円
	2～9人	379円	758円	1137円
	10人以上	342円	684円	1026円
麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合①に加算		100円	200円	300円

・算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、がん末期患者の場合は、1週に2回、かつ、月に8回を限度。

② 薬剤料等

医療保険の負担割合に応じて負担

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

10. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、利用者の後見人及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。事故の状況および事故に際して行った処置について記録する。

事故により利用者及び家族等の生命、身体、財産に障害が生じた場合は速やかにその損害を賠償する。ただし当薬局に故意・過失がない場合にはその限りではない。

11. 苦情の対応等

① 苦情申立窓口・担当者の設置

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

・グリーン小矢部薬局 連絡先：0766-67-7560 担当者名：藤本 周吾

・砺波地方介護保険組合 連絡先：0763-34-8333

・富山県国民健康保険団体連合会 連絡先：076-431-9833

② 苦情処理体制・手順

苦情があった場合は、直ちに相談担当者が相手方に連絡を取り、詳細を確認する。

事業所内で情報共有を行い、管理者が必要と判断した場合は、検討会議を行う。

検討後、翌日までには必ず具体的な対応を行う。

記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲 1 に対する居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり、☐甲 1、☐甲 2 に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(乙) 居宅療養管理指導サービス事業者

主たる事業所所在地 小矢部市今石動町 1-1037

名称 グリーン小矢部薬局

説明者

(甲) 私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲 1) 利用者 住 所

氏 名 印

(甲 2) 利用者家族 住 所

氏 名 印